**12　専修学校の課程の廃止認可申請書**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

　１　提出期限は、廃止しようとする日の60日前までであること。

　２　認可手続に当たっては、「認可手続フローチャート」を参照のこと。

■関係書類

　１　廃止の事由及び時期を記載した書類

　２　生徒の処置方法を記載した書類

　３　教職員の処置方法を記載した書類

　４　廃止者が法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録

　５　廃止者が「岩手県知事設置認可学校法人」以外の法人の場合は、寄附行為

■根拠法令等

　学法130①、学施細６の２

様式第18号（第６条の２関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設置者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印法人にあっては、主たる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地、名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

専修学校の課程の廃止認可申請書

　　学校教育法第130条第１項の規定により、　　　　専修学校の　　　　課程を廃止したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

（Ａ４）